

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 5 年 8 月 16 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第 3 監査の対象

1 対象部局等

総 務 部	総務課、経営企画課、文書情報課、管財課、防災安全課、地域コミュニティ課
市民生活部	市民課、税務課、納税課、環境課、人権政策課、国保年金課
健康福祉部	福祉課、生活支援課、介護保険課、高齢者支援課、保育児童課（ごじょう保育所）、元気づくり課、子育て支援課
都市整備部	都市計画課、建設課、上下水道課、上下水道施設課
観光経済部	観光推進課、国際・交流課、産業振興課
教 育 部	社会教育課、学校教育課、文化財課、文化学習課（中央公民館、市民図書館）、スポーツ課
議会事務局	議事課
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
会計課	
監査委員事務局	

2 範囲

- (1) 令和 4 年度における財務及び事務の執行状況
- (2) その他事務事業の執行状況

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置くとともに、工事に係る入札の執行状況、基金の運用状況及び補助金交付事務等を監査重点項目として定め実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査対象部局から提出された監査調書及び関係諸帳簿等を審査するとともに、必要に応じて所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局

2 審査の日程

令和5年6月30日から令和5年8月8日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務及び事務事業の執行については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行ったその他の指導・助言についても、併せて改善を図られたい。

1 共通事項

契約及び支払事務について

管財課が契約事務を行う場合に、所管課（上下水道施設課）の文書等の日付と管財課での文書の日付に齟齬が見受けられた。連絡調整の不足から生じたものと考えられる。また、業務完了後に請求書の提出が遅れたことにより、支払いが遅くなっている案件（学校教育課等）も見受けられた。業者側の事情であると考えられるが、このような場合においては、請求書の提出を督促した日を記録するなど適正に処理をされたい。

起案文書の作成方法について

資料が多い補助金交付及び実績報告の案件等（社会教育課等）について、担当者が起案をする場合は、起案文書に趣旨及び事案概要等を記載するように指導を図られたい。あわせて、部下職員の育成のため、随時その案件についての質問等を行う等指導に努められたい。

2 個別事項

(1) 太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計の一般会計繰入金について (人権政策課)

弁護士等委託料について、同額を一般会計からの繰入をしているが、特別会計内で対応を図ることが相当と考えられ、条例の運用、改正を検討されたい。

(2) 介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）について (高齢者支援課)

一般会計から事業費の補填としての繰入を行う場合には、一定の基準に従って、繰入額を決定すべきである。繰入基準を明確にするよう検討されたい。

(3) 灌漑用揚水ポンプ施設管理基金の運用について（建設課）

灌漑用揚水ポンプ施設管理基金においては、新たな積み立ても考えられていないことから、その設置の目的及び基金としての意義を検証のうえ、その存廃について検討されたい。

第8 意見

監査過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の市政運営に関して、参考にしていただきたく意見を申し上げる。

- 1 本年4月にこども家庭庁が発足されたことから、より一層加速する国の子ども・子育て政策に対応できる体制づくりが必要である。子ども・子育て政策の実施に対応する機能の一部をごじょう保育所が担うなど役割を検討する必要がある。併せて、ごじょう保育所の運営方法については、令和2年度、令和4年度に申し上げているが、効率的に実施するためにも公設民営への転換も視野に入れて検討されたい。（保育児童課）
- 2 ため池については、以前では農業用水利の確保のために有効に活用されていたものが、耕作地の減少にともないその役割も同時に縮小してきたものとする。このことから、所有者としての維持管理負担、危険負担は今後ますます増大していくものとする。これからの状況の変化に応じた、ため池の管理費等の負担方法及び有効活用について社会的需要も含め、調査、検討を図られたい。（産業振興課・建設課）